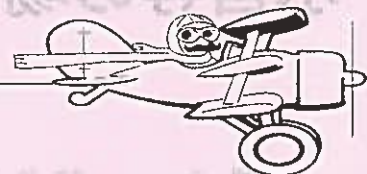


経営者のための生命保険講座 第 74 回

今回のテーマ

今の健康状態は良くないけれど？！



前回、前々回と、定期保険の保険期間短縮と延長についてご紹介しました。

今回は、その何れでもない「変換」をご紹介したいと思います。

「変換」についても、延長・短縮と同様にあまり知られていませんが、ぜひご活用ください。

1. 法人契約の定期保険を予定通り退職にあわせて解約するのだけれど…

「今の健康状態は良くないから、次の生命保険は入れないんだよ！！」

…だから、解約して返戻金を受け取るのを考えているんですよ。保障がなくなるからね。」

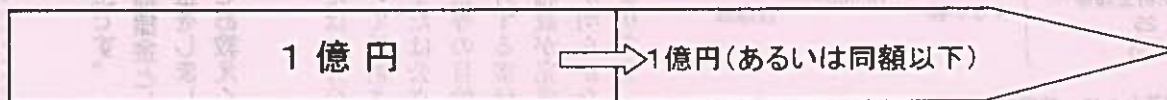
という場合、「変換」を利用してください。

定期保険に加入されている方が、解約時点で行使できる権利です。

解約と同時に今の保険と同一保険金額以内であれば、健康状態にかかわらず新契約申込が可能です

(新契約申込時、被保険者健康状態を考慮しないのが、「変換」です)

【変換のイメージ】



40歳加入

解約=同時新契約申込

2. なるほど！これなら…

現在の保険を解約して返戻金を受け取り、同時に無条件で新たに保険加入できるんです。

また、契約名義を変えることもできますから、たとえば…

	契約者	被保険者	受取人
今の法人契約	法人	役員	法人
新申込保険	役員個人	役員個人	役員の子

といったように、保険加入目的の違った使い方をしても、OKなんです。

当初は法人契約で事業保障・役員弔慰金退職金を目的とした加入をされていましたが、

新契約では、役員個人の相続対策(納税資金対策・財産分割の手段)として活用できるのです。

* 保険会社により取扱が異なりますので、詳しくはご加入の保険会社へお問い合わせください。

今回は定期保険活用の制度「変換」を取り上げてみました。
 実際にご自身の保険について参考にしてみてください。
 具体的なご相談、シミュレーションに応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。



担当 齊藤 直哉